

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の公募型プロポーザル方式による手続開始について、次のとおり公告する。

令和7年8月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 概要

(1) 件名 那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業

(2) 内容

ア 消化ガス発電設備の設計・建設 那覇浄化センターの消化ガス発電設備を改築する。

イ 消化ガス発電設備の維持管理 消化ガス発電設備の整備後は、沖縄県と長期間の消化ガス発電設備の維持管理契約を締結する。

2 応募者の構成

(1) 応募者は、単体企業又は複数の企業で構成される参加形態（以下、「企業グループ」という）とし、設計・建設工事を行う建設事業者と維持管理業務を行う維持管理事業者を含むものとする。

(2) 同一の応募者が複数の事業提案を行うことはできない。

(3) 企業グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）は、他の応募者の構成企業となることはできない。

3 応募者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 共通の参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続の開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者について、これらに加入していること。また、労働関係法令を遵守していること。

エ 資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者選定の時までの期間に「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」又は「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

カ 「那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業提案評価委員会」の委員との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。

キ 県が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した「株式会社 日水コン」並びに本事業に関して県へ助言を行った「三浦法律事務所」と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

(2) 本施設の設計・建設工事に必要な参加資格

ア 単体企業又は企業グループの代表企業が、建設業法に定める特定建設業又は建設業の電気工事業における許可を受けていること。

イ 単体企業又は企業グループの代表企業が、令和7・8年度沖縄県建設工事入札参加資格名簿に電気工事業として登録されていること。又は令和7・8年度定期申請に係る沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書提出要領に定めのある、建設工事入札参加資格申請要件を満足すること。

ウ 単体企業又は企業グループの代表企業が、過去15年以内に、公共又は民間事業において電気工事の発電設備（単体で定格出力270kW以上、又は複数台構成で合計定格出力810kW以上のものに限る）に関し、新設又は更新工事の施工実績があること。

エ 本事業で対応する施工に関し、建設業法上の必要な有資格者を配置できる者。

(3) 本施設の維持管理に必要な参加資格

ア 単体企業又は企業グループの構成企業の1者以上の者が、沖縄県が定める競争入札参加資格者名簿

〔物品〕に登録されていること。又は沖縄県競争入札参加資格〔物品関係〕登録申請の手引（2023年11月版）に定めのある要件を満足すること。

4 手続等

(1) 募集要項・様式集等の配布場所

ア 配布場所 沖縄県ホームページの公募・入札発注情報において配布

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025081/1032420/index.html>

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期間及び提出方法並びに参加資格の確認結果

ア 提出期間 令和7年8月1日（金曜日）から同年9月3日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法 (4)に記載する住所に持参又は郵送（配達記録が残るものに限る。）とする。

ウ 参加資格の確認結果 直接又は郵便により通知する。

(3) 事業提案書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間 令和7年8月1日（金曜日）から同年9月30日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法 (4)に記載する住所に持参又は郵送（配達記録が残るものに限る。）とする。

(4) 手続等に関する問い合わせ先 沖縄県土木建築部下水道事務所設備班

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

5 その他必要な事項

(1) 使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、返却しない。

イ 提出書類は、本業務に関する目的以外に使用しない。

ウ 申請書等の提出及び事業提案に係る経費は、提案者の負担とする。

(3) その他 詳細は募集要項、要求水準書等による。

6 Summary

(1) Proposal Content: Design, construction, and maintenance of sewage digestion gas power generation facility (Naha Purification Center)

(2) Deadline to express intention to participate: September 3, 2025 at 5:00 p.m.

(3) Deadline to submit proposal: September 30, 2025 at 5:00 p.m.

(4) Contact Information: Okinawa Prefecture Sewerage Management Office

3-12-1, Isa, Ginowan City, Okinawa Japan 901-2221

TEL: 098-898-5988